

市営住宅使用料の誤徴収について

市営住宅使用料の徴収事務において、システム上自動計算される使用者の所得額を直接入力したために、令和4年4月から令和7年4月までの使用料を誤って徴収(合計3世帯《内、過徴収は2世帯で計33,400円、徴収不足は1世帯で計207,600円》)していたことが判明しました。

対象の居住者の方に御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

なお、過徴収のあった1世帯4,600円については既に還付を行っておりますが、今後、他の過徴収分(1世帯28,800円)の還付と徴収不足分(1世帯、207,600円)の追加徴収に向けた手続を行ってまいります。

1 誤決定・誤徴収の概要(3件)

- (1) 令和7年4月分 過徴収額4,600円(本来の額36,200円 当初決定額40,800円)
- (2) 令和5年4月～令和6年3月分(12ヶ月分) 徴収不足額207,600円
(本来の月額66,700円 当初決定額49,400円)
- (3) 令和4年4月～令和5年3月分(12ヶ月分) 過徴収額28,800円
(本来の月額18,800円 当初決定額21,200円)

2 経緯

- 令和7年4月25日 上記1(1)世帯から提出された令和7年分の収入更正申立書(退職など収入の変更があった際の申立書)を、市職員が審査した際、委託先の川崎市住宅供給公社(以下「公社」という。)がシステムに入力した、令和7年度使用料の計算に用いる年金所得額が本来の額よりも過大であったことを発見(1件)。これを受け、市において原因調査を開始
- 令和7年5月7日 今回の事案は、システム上、「収入の欄」を入力すれば自動計算される給与等所得額を直接入力してしまったことにより、「合計所得額等」がシステムで自動計算されず、誤った金額で算出されていたことが判明。令和7年4月分の使用料について同様の事案が発生していないか市で調査を開始
- 令和7年5月14日 令和7年度の使用料を過大に決定していた類似事案を新たに1件発見(ただし、この1件は徴収前であったため、正しい金額に訂正して徴収)。
さらに対象年度を拡大し、令和2年度から令和6年度の使用料についても市で調査を開始
- 令和7年7月7日 使用料を誤決定し、誤徴収した事案をさらに上記1(2)(3)の2件発見

3 市営住宅使用料の徴収事務の流れについて

市営住宅では、低所得者に対し、低廉な使用料（家賃）で提供するため、使用料は使用者世帯の収入に応じて決定することになっており、使用者には毎年度、収入の申告が義務付けられています。（原則、前年の収入を7月末までに公社に申告）

また、使用料決定後に、収入の変更（更正）の申立てがあった場合、市では、変更後の収入に応じて使用料の再決定も行っています。

使用者の入居時や各年度の収入申告時の書類受付及び収入情報のシステムへの入力、業務委託をしている公社が行い、市は、公社が受付した書類及びシステムの情報を基に、使用料を決定し、使用者へ通知の上、使用料を徴収しています。

なお、毎月の使用料は毎月末に口座引き落とし等で支払っていただいております。

4 原因

今回の事案は、いずれも年金収入と給与等収入の併給であり、使用料の算定にあたっては、本来、公社が、システムへ年金収入額と給与等収入額を入力することで、システム上、年金所得額、給与等所得額及び世帯の合計所得額が自動計算され、その世帯合計所得額に応じて使用料が算出されます。

市として今回の状況を分析した結果、本来システム上「収入の欄」にのみ収入額を入力すべきところ、所得額欄にも所得額を直接入力したことにより、合計所得額等が適正に自動計算されず、使用料に誤りが生じたものと考えられます。

5 今後の対応等について

（1）令和7年度分の誤徴収について

該当者の方へ謝罪し、令和7年度の使用料について正しい額で再決定を行うとともに、過徴収した方1名へ、令和7年4月分の過徴収額4,600円の還付手続を令和7年5月に行いました。

（2）令和6年度以前の誤徴収について

過年度分の徴収不足額207,600円及び過徴収額28,800円について、該当の方へ謝罪し、追加徴収及び還付の手続を行ってまいります。

（3）その他調査について

今回は、令和2年4月から令和7年4月までの使用料に係る年金収入と給与等収入との併給があった方についての御報告ですが、その他の収入との併給や、令和元年度以前の使用料についても、現在、調査中です。調査には一定の時間を要することから、同様の事案等が発生した際は、改めて御報告いたします。

6 再発防止について

収入申告事務処理のマニュアルについて、システムの仕様を踏まえた収入額の入力方法や、入力情報の確認時には所得額情報を目視でチェックすることを新たに記載しました。また、市においても、使用料決定処理前にシステム登録された所得額のチェックを徹底してまいります。

上記5（3）の調査を進める中で、引き続き状況の確認と原因の究明を行うとともに、今後、組織的なチェックの徹底を目指し、他の有効な手法など、さらなる再発防止策を検討してまいります。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 半田

電話 044-200-3616